

「公印省略」

2 飯 福 社 第 326 号
令和 2 年 5 月 18 日

各障がい福祉サービス等事業所 様

飯塚市福祉部長 實藤 和也

緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症に係る障がい
福祉サービス等事業所の臨時的な取扱いについて

平素より本市の障がい福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、福岡県においては令和 2 年 5 月 14 日に緊急事態宣言が解除されました。これに伴い、令和 2 年 4 月 13 日付、2 飯福祉第 155 号でお知らせしました「新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス等事業所の臨時的な取扱いについて」は、当分の間同じ取り扱いといたします。

なお、終期については今後の国や福岡県からの通知を踏まえ再度お知らせします。

つきましては、今後とも適切なサービスの実施と感染防止の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

飯塚市福祉部社会・障がい者福祉課
障がい者自立支援係
電話：0948-22-5500（内線 1157）
FAX：0948-21-6356